



第115号
平成28年11月1日

のぎ町 議会 だより



～健康タウンのぎ宣言イベントにて(フッ素塗布)～

- 9 月 定 例 会 … ②～⑨
- 6 月 臨 時 会 … ⑨
- 委 員 会 レ ポ ー ト … ⑩
- 一 般 質 問 … ⑪～⑰
- 賛否の分かれた案件 … ⑱

編集発行 野木町議会 議会だより編集委員会
〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571
☎0280(57)4106 (FAX) (57)4190
E-mail : gikaijimukyoku@town.nogi.lg.jp



平成28年 9 月 定 例 会



9月定例会は、9月13日から9月28日までの会期で開かれました。

定例会には、平成27年度野木町一般会計・特別会計・企業会計の決算認定案9件、平成28年度補正予算案7件、条例の一部改正案4件、人事案4件など、町長から計31議案が提出され、審議の結果、原案のとおり可決及び同意しました。

また、最終日には、野木町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、栃木県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行い、追加議案により新教育長の任命を同意しました。(詳細は8ページ参照)



平成27年度各会計決算を認定

一般会計 (賛成多数で認定)

区分	予算現額 注1	決算額	不納欠損額 注2	収入未済額 注3	予算現額に対する決算額の増減	予算現額に対する決算額の比率
歳入	94億4,968万円	92億4,839万円	1,056万円	1億240万円	△2億128万円	97.9%
区分	予算現額 注1	決算額	執行率	翌年度繰越額 注4	不用額 注5	予算現額に対する不用額の比率
歳出	94億4,968万円	88億2,043万円	93.3%	2億3,900万円	3億9,026万円	4.1%

特別会計

会計別	区分	予算現額	決算額	予算現額に対する決算額の増減	予算現額に対する決算額の比率
国民健康保険特別会計 (全員賛成で認定)	歳入	33億3,123万円	33億8,078万円	4,955万円	101.5%
	歳出	33億3,123万円	31億9,715万円	△1億3,408万円	96.0%
	差引残額		1億8,363万円		
介護保険特別会計 (全員賛成で認定)	歳入	18億3,057万円	17億1,533万円	△1億1,524万円	93.7%
	歳出	18億3,057万円	16億4,126万円	△1億8,931万円	89.7%
	差引残額		7,407万円		
後期高齢者医療特別会計 (全員賛成で認定)	歳入	2億4,571万円	2億4,612万円	△41万円	100.2%
	歳出	2億4,571万円	2億4,420万円	△151万円	99.4%
	差引残額		192万円		
農業集落排水事業特別会計 (全員賛成で認定)	歳入	5,950万円	5,958万円	8万円	100.1%
	歳出	5,950万円	5,702万円	△248万円	95.8%
	差引残額		256万円		
公共下水道事業特別会計 (全員賛成で認定)	歳入	8億3,440万円	8億3,143万円	△297万円	99.6%
	歳出	8億3,440万円	8億1,517万円	△1,923万円	97.7%
	差引残額		1,626万円		
町営墓地事業特別会計 (全員賛成で認定)	歳入	9,067万円	8,514万円	△553万円	93.9%
	歳出	9,067万円	7,571万円	△1,496万円	83.5%
	差引残額		943万円		
野木東工業団地周辺 開発事業特別会計 (全員賛成で認定)	歳入	3億4,870万円	3億4,853万円	△17万円	100.0%
	歳出	3億4,870万円	3億4,840万円	△30万円	99.9%
	差引残額		13万円		

水道事業会計 (賛成多数で認定)

	収 入	支 出	差 引 額
収益的 注6	3億9,908万円	3億5,170万円	4,738万円
資本的 注7	3,006万円	1億6,820万円	△1億3,814万円

* 不足額1億3,814万円は、内部留保資金等 注8 で補てんしている。

注1 予算現額・・・年度当初予算の額に補正予算の額などを追加・減額した金額

注2 不納欠損額・・・すでに調定(収入額を決定したもの)した歳入で、徴収ができないと認定した金額

注3 収入未済額・・・当該年度の歳入として調定された徴収金額等のうち、何らかの理由により当該年度の出納閉鎖期日(5月31日)までに納入されなかった金額

注4 翌年度繰越額・・・会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額

注5 不用額・・・予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた残額

注6 収益的・・・その年度の収益に対する費用として処理すべき金額(人件費・減価償却費・支払利息等)

注7 資本的・・・単年度ではなく、支出の効果が翌年度以降数年間に及び、将来の収益に対応する金額(建設改良費)

注8 内部留保資金等・・・収益的収支の費用のうち、減価償却費、資産減耗費等

平成27年度各会計決算に関する監査委員の審査報告概要

一般会計

歳入について、町税は予算現額を上回る調定をし、その調定額の97.1%にあたる36億8457万7061円の収入を確保できた。

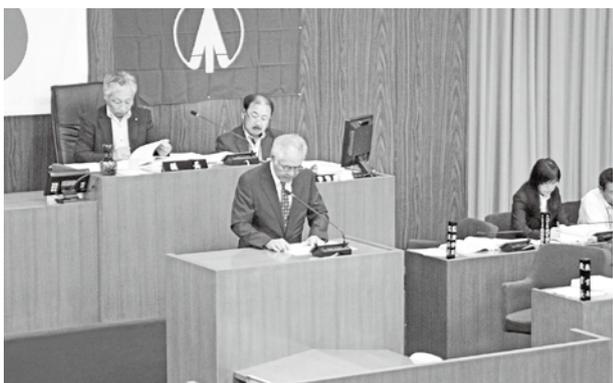
町税の不納欠損額は、1049万1148円で前年度比239万7709円(18.6%)の減となっている。

歳出は、予算現額に対して、支出済額88億2042万5900円、執行率93.3%、前年度比で0.4ポイント低くなっている。

不用額は、3億9025万5100円で前年度比2億989万819円(116.4%)の増である。

今後は多額の不用額が生じないよう、予算額の見積もり方法を検討し、適切な予算額の算定に努められたい。

地方交付税は、7億1233万9千円であり、前年度比5953万8千円(9.1%)の増となっているが、財政環境は依然厳しいものがあり、事務の合理化、経費節減等の努力を望む。



決算審査の報告をする岩崎忠義代表監査委員

臨時財政対策債は、地方交付税の措置はあるものの、実質的には借り入れであり、将来負担に影響するため、起債には慎重にあたられたい。

また、審査の結果、予算の流用については61件あったが、全て地方自治法の規定によったものであり、適正であると認められた。

特別会計

国民健康保険特別会計については、収入未済額が減少し、納税相談等による収納率の向上が認められるが、さらに被保険者に対し国保制度について十分な理解を求め、保険税滞納者に対しては個々の滞納状況を把握し、関係各課との連携を密にして、さらなる滞納額の減少に努め、収納率の向上を図ることを望む。

国保の不納欠損額については、前年度より557万2588円の減となっている。

今後も公平な負担の原則を踏まえ、時効前の収納に努めることを望む。

歳出では、医療費にかかる支出の抑制のため、さらなる疾病予防対策、特に特定健診及び保健指導の受診率の向上、適正受診等の啓発に努めることを望む。

介護保険特別会計については、歳出面において低い執行率となっており、予算の見積り方法等を検討し、適切な予算額の算定に努めら

れたい。

後期高齢者医療特別会計については、滞納者に対して、負担に対する公平性の確保のためにも、他会計との連携を密にし、収入未済額の減少に努めることを望む。

農業集落排水事業特別会計については、現在、施設の維持管理が主な業務内容となっているが、さらに接続率の向上を図るよう努力されることを望む。

公共下水道事業特別会計については、収入未済額が前年度より214万4289万円減少しており、健全運営のために一層の収納率向上に努力されることを望む。

町営墓地事業特別会計については、今後の墓地販売状況、需要の動向を踏まえ、公債の償還を含めて繰越金を有効に運用することを望む。

野木東工業団地周辺開発事業特別会計については、歳入歳出とも適法に執行されており、適正である。

水道事業会計については、将来、思川浄水場施設整備事業にかかる資金需要は明らかであることから、目的資金を確保することを望む。

また、貸倒引当金計上に見られる不納欠損額が発生しているが、今後とも収納の向上に努めることを望む。

《審査の結果》

審査に付された決算書並びに付属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で、その内容も適正であることが認められた。



平成27年度野木町一般会計歳入歳出決算の認定

(反対)

宮崎 美知子 議員

一、昨年7月契約の「友沼小学校舎・大規模改修工事実施設計業務委託費」が、エシベーター設置を盛り込むため、増額契約変更していたことが明らかになった。

契約変更後、1億5千200万円の計画額が2億7千万円に膨らんだが、契約変更とどう関連しているのか。6割増となった豊洲新市場移転工事ではないが不透明だ。町は説明責任がある。

二、ホフマン館は、補助率40%の国交付金を前提に建設。然し、21.5%、5千万円という決算だった。

また「年間経常費」は4千万円と計画額の2倍。財源も運営計画もずさん過ぎる。

(賛成)

黒川 広 議員

賛成の立場から意見を申し上げます。

議員必携によれば、議会の決算認定制度の意義は、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認・検証し、それによって予算効果と行政効果を判断し、予算審議・財政運営に役立てることであり、ことさらに、決算認定を不認定することではない。

過去に不認定した実例はあるが、その理由は法律違反に該当する会計処理があったことによるものである。

審議の結果、歳入歳出とも、特段不認定とする事由はないことから賛成する。

総務経済常任委員会で審査し、採択としたものの採決

野木町水道事業基金条例

―賛成多数で可決―

思川浄水場施設の整備に必要な財源などの安全で安定した給水を行うために必要な事業資金を積み立てるため、本条例を制定する。



老朽化が進む思川浄水場

野木町水道事業基金条例

(反対)

柿 沼 守 議員

水道事業基金条例は、

一、地方自治法第241条第3項(基金の処分)「基金のうち、特定の目的の為の基金は、当該目的のためでなければ処分できない」に抵触する。

基金の目的、そして趣旨を逸脱しており、本末転倒も甚だし

い。
二、基金目的の思川浄水場の施設整備に係る事業資金は、今後9年間で6億円であるが、現在預金残高が9億7千万円あって、既に思川浄水場施設整備積立金が4億6千万円もある。

これらを活用する事が最善である。基金条例をつくれれば事務も複雑になる。

よって水道事業基金条例は不要である。

(賛成)

松 本 光 司 議員

本条例の制定については、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設けるものである。同法第241条第1項以項に定める項目に適合した条項が盛り込まれており、又各条文の内容等については問題と思われる点はないと考える。

さらに、平成27年度決算審査意見書において監査委員から、「将来の思川浄水場施設整備事業にかかる資金需要は明らかであることから、目的資金を確保するとともに、全庁で目的を共有することを望む」との意見を受けた対応であると、理解する。
以上のことを踏まえ、賛成する。



条例の一部改正

野木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

— 全員賛成で可決 —

町長等の給与減額の期間が終了することに伴い、給与減額を継続するため、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職と規定されたため、本条例の一部を改正する。

野木町特別職報酬等審議会条例の一部改正

— 全員賛成で可決 —

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職と規定されたため、本条例の一部を改正する。

野木町老人福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部改正

— 全員賛成で可決 —

関東どまんなかサミット会議に栃木市が加入したことに伴い、公の施設の相互利用に関する協定が改正されたため、協定に関する各条例の一部を一括改正する。

野木町監査委員条例の一部改正

— 全員賛成で可決 —

地方自治法等との整合を図るため、本条例の一部を改正する。

条例の廃止

野木町東日本大震災復興推進基金条例

— 全員賛成で可決 —

東日本大震災からの復興を図るための事業に充てることを目的とした本基金について、活用期限で

ある平成27年度が満了し、その全額を取り崩したため、本条例を廃止する。

工事請負契約の締結

―賛成多数で可決―

(工事名)

やすらぎの郷野木霊園第3期整備工事

(契約の方法)

一般競争入札

(契約金額)

5184万円

(契約の相手方)

茨城県古河市稲宮664番地2

株式会社菊池工業

(工事概要)

・芝生墓地整備(384基)

・整備面積 2980㎡

(工期)

着手の日から平成29年2月28日まで

補正予算

一般会計(第4号)

―全員賛成で可決―

予算に2億782万4千円を追加し、総額を81億9743万円とする。

これは、産地パワーアップ事業補助金の創設(1億7513万円)、公共下水道事業特別会計への繰出金(1257万円)による増などが主な理由である。

国民健康保険特別会計(第1号)

―全員賛成で可決―

予算に535万7千円を追加し、総額を34億5162万6千円とする。

これは、人事異動に伴う職員給与(471万円)、国民健康保険制度改革に伴う電算システムの改修費(65万円)の増によるものである。

介護保険特別会計(第1号)

―全員賛成で可決―

予算に3926万1千円を追加し、総額を17億9461万4千円とする。

これは、前年度決算に伴う一般会計への繰出金(2652万円)、事業精算による国庫負担金等返納金(433万円)、人事異動による職員給与(656万円)の増、及び、介護ロボット等導入促進事業補助金の創設(185万円)によるものである。

後期高齢者医療特別会計(第1号)

―全員賛成で可決―

予算に657万3千円を追加し、総額を2億5124万円とする。

これは、人事異動に伴う職員給与(465万円)、決算に伴う一般会計への繰出金(173万円)、事業精算による後期高齢者医療広域連合納付金(20万円)の増によるものである。

農業集落排水事業特別会計(第1号)

―全員賛成で可決―

予算に585万2千円を追加し、総額を6700万5千円とする。

これは、設備修繕費(382万円)、人事異動に伴う職員給与(203万円)、の増によるものである。

公共下水道事業特別会計(第1号)

―全員賛成で可決―

予算に1830万1千円を追加し、総額を8億9015万6千円とする。

これは、逆川排水機場沈砂池除塵設備設置工事費(1989万円)、人事異動に伴う人件費(159万円)の減によるものである。

水道事業会計(第1号)

— 全員賛成で可決 —

収益的支出は、177万3千円の減、資本的支出は、168万2千円の増で、いずれも人事異動による人件費の補正によるものである。

選挙

次の3つの役職について、指名推選(各々の候補者を議長が推薦して議会に諮る選挙方法)により、選挙を行いました。

選挙管理委員会委員

— 全員賛成で当選 —

- 大野 益次郎 氏(再任)
友沼 5114番地6
- 鈴木 幸雄 氏
川田 785番地4
- 岩崎 安一 氏
南赤塚 781番地19
- 知久 古キ 氏
野木 2058番地

選挙管理委員会補充員

— 全員賛成で当選 —

- 眞瀬 正昭 氏(再任)
丸林 615番地5
- 三井 玲子 氏
友沼 5926番地10
- 寺内 伊三男 氏
友沼 897番地1
- 山中 保男 氏
友沼 6509番地3

栃木県後期高齢者医療広域連合議員

— 全員賛成で当選 —

- 眞瀬 宏子 氏(再任)
丸林 658番地9



人事

教育長

— 全員賛成で同意 —

平成28年10月1日の任期満了による中野晴永教育長の退任に伴い新たに選出。

〔町長の推薦理由〕

人格見識高く、下都賀教育事務所勤務や社会教育指導員を通じて広く野木町における教育行政の状況等に精通している。

また、小中学校の教職のほか、栃木県教育委員会での役職を歴任するなど教育に関わる豊富な経験から専門性の高い意見や指導力を期待できる。

- 菊地 良夫 氏(新任)
小山市延島 535番地

教育委員会委員

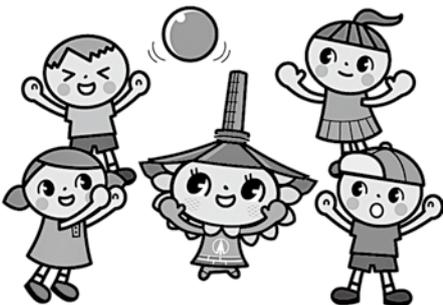
— 全員賛成で同意 —

- 西 巻 ちず子 氏(再任)
友沼 6405番地5

人権擁護委員

— 全員賛成で適任 —

- 小関 良枝 氏(再任)
友沼 5905番地92
- 五月女 光子 氏(再任)
野木 2306番地32



健康タウンのぎ宣言

— 全員賛成で可決 —

いつまでも住み慣れたまちで、心もからだも健康に暮らしていきたいことは、町民みんなの願いです。この願いを実現するため、まず、自分の健康は自分で守ることを原則とし、その上で、個人、地域、行政が互いに協力しながらみんなで健康づくりを推進することを決意し、ここに「自分でつくる みんなで支える キラリと光る 健康タウンのぎ」を宣言します。

私たちは

健康診査を受け、自らの健康管理に努めます

私たちは

楽しみながら自分にあった運動を継続します

私たちは

規則正しい生活とバランスの取れた食生活を心がけます

私たちは

互いに支え合い、助け合える地域をつくりまします

専決処分の承認

野木町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

— 全員賛成で承認 —

町長及び副町長の給与減額の期間が終了することに伴い、給与減額を継続させるため、本条例の一部を改正する。

野木町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正

— 全員賛成で承認 —

教育長の給与減額の期間が終了することに伴い、給与減額を継続させるため、本条例の一部を改正する。

一般会計(第3号)

— 全員賛成で承認 —

予算に1476万2千円を追加し、総額を79億8960万6千円とする。

これは、法人町民税に還付金が生じたことによるものである。

報告

健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算審査の結果、いずれも適正に作成されている。

継続費精算報告書

平成26年度より平成27年度までの2力年度にわたり、継続費として執行していた南赤塚小学校校舎大規模改修事業が完了したため、継続費の総額及び年割額等について精算報告(実績報告)。



6月臨時会

6月29日に会期1日で開催された臨時会において、1議案が審議された。

補正予算

一般会計(第2号)

— 賛成多数で可決 —

歳入予算のうち、財産収入を5190万円減額し、繰越金を5190万円増額する。(総額は79億7484万4千円で増減なし)
これは、売却予定していた町有財産(土地)を賃貸借契約へ変更したことによる不動産売却収入の減によるものである。

委員会活動レポート

企業視察

【趣旨】

総務経済常任委員会は、現在、町内で事業展開している各企業へ伺い、「見る・学ぶ・考える・活かす」を目的とし、事業概要・業務分野を学ぶと共に、官民一体のまちづくり（雇用・定住促進等）に資する施策等の意見交換を行い、企業活動の現状を知る事により、町が取り組む企業誘致、並びにまちづくりの一助になるよう、町内の企業視察調査を行っている。

【視察先】

7月5日 (株) アイザック

全国36都県に事業展開を図る中で、平成6年に野木町にパッケージ事業部を操業開始。

社会・経済・環境等の問題を解決し、様々な事業に誇りを持って取り組み、明日に光をもたらす企業を目指し、地域社会の発展に貢献する事を理念として掲げ、人と自然に優しい「環境製造業」を目指し、産業廃棄物中間処理業・段ボール製造業を中核に、建材事業・景観事業・美術館・ホテル事業等

幅広い事業を手がけている企業である。

7月7日 日鐵住金建材(株)

全国28都県並びに海外6カ所で事業展開を図る中、平成5年から、野木町での操業を開始した。

鉄鋼建材事業を中核に安全・安心で快適な生活空間を創出し、社会の発展と人々の暮らしに貢献する事を企業理念に掲げ、「人は会社を支える根源であり、最大の財産である。一人ひとりの成長こそが、会社の成長である」との考えから、「人こそすべて、みなぎる創意で、未来をこの手に」との人材育成理念も掲げている。

更に、地球環境の保護及び持続的発展が可能となる社会の実現に向け、人が豊かに生活できる空間づくり、心から快適と思える環境の創造にも力を注いでいる企業である。

【調査結果】

この度、2社とも製造部門の工場内見学と、自社製品の概要説明・社員の町内雇用比率・女性の雇用環境や現在と将来の事業展開・本町との関わりや要望等について情報交換をした。

工場見学では、2社とも塵一つ落ちていない清潔な環境で作業を行っているっており、その眼差しは真剣で、信頼される良質な製品製造を目指す姿勢、自社を愛し、仕事に誇りを持っている姿が伺えた。

また、作業中にも関わらず、全社員が挨拶して下さり、社員教育の徹底とおもてなしの心を感じた。

更に駐車場に目を向けると、全ての車が同一方向に整然と駐車されており、災害時等への危機管理体制の対応も伺え、企業の成長に人材育成を掲げる根幹を感じた。

情報交換の中では、野木町に新設開業し、業務拡張も臨んでいる事から自治体との関わりには、ほぼ満足しているという感触を受けたが、様々な要因により町内雇用率は高いとは言えず、在勤在住者は徐々に増えている状況であった。

町に対しての要望は、都心に近い立地条件を生かし、駅前開発を行い宿泊施設・飲食店等の生活環境の充実・国道等の主要道路へのアクセス道路の物流環境の充実に期待する等の意見をいただいた。

この度の視察を通し、互いの立場・考えを理解する重要性を認識

し、信頼関係を構築し、まちづくりを議論する必要性を感じた。

また我々常任委員会は、町に提言を行い、企業を取り巻く環境の充実を図る重責、更に企業と町が共存するまちづくりの課題、そのために人を大事にする・人を育てることの重要性を再認識した。

なお、全面的な協力・おもてなしにより、有意義な視察が出来た事に、心から感謝すると共に、両社の更なる発展と社員皆様のご多幸を祈念申し上げます。

総務経済常任委員長

鈴木孝昌



事業説明・意見交換風景



問う!

一般質問

一般質問一覧表

日程	質問者	質問の要旨
9/15	坂口進治	1. 各種の宣言について 2. 公共事業予算の確保について
	野本新一	1. 野木町自治基本条例について
	柿沼守	1. 公有財産の利活用について
	宮崎美知子	1. 公民館望楼の解体工事について 2. 友沼小学校舎等に設置する太陽光発電設備について
9/16	松本光司	1. 旧丸林保育所の利活用について 2. 運転免許返納者の対策について
	眞瀬薫正	1. 小規模企業の振興について 2. AEDについて 3. 事業の見直しについて

(説明員)

町長・眞瀬宏子 副町長・館野本嗣 教育長・中野晴永
 総合政策部長・老沼和男 町民生活部長・伏木富男 産業建設部長・館野正文
 教育次長・眞瀬栄八 会計管理者兼会計課長・栗田幸一 総務課長・寺内由一
 政策課長・宝示戸浩 税務課長・山中修 住民課長・黒須勝美
 健康福祉課長・田村俊輔 生活環境課長・石渡真 産業課長・酒井浩章
 都市整備課長・上原善一 上下水道課長・町田功 こども教育課長・田村君恵
 生涯学習課長・赤坂孝夫

※ここに掲載したものは、質問・答弁ともに質問者がまとめたものをもとに、編集しました。

一般質問は、町政の諸問題や将来の展望などについて、町長の方針を問うものです。



健康タウンのぎ宣言する真瀬町長



さかくち しんじ
坂口 進治 議員

問

今まで行った各種宣言について、宣言前・後どの様に変更があったか、効果と費用を伺う

答

町が目指すべき姿を内外に示す方法と考え、町民への意識づけで費用対効果ではない

問 健康タウン野木事業の推進に向けた宣言を行うと聞くが、今まで行った各種宣言について、宣言前五カ年と後五カ年どのように変わったか、効果と費用を伺う。

町長 各種宣言については、全庁的な目標、町が目指すべき姿を内外に効果的に示す方法の一つと考えている。また、町民への意識づけも目的の一つと考えている、これからは時間をかけて町民に理解をしてもう一つ。費用対効果で捉えられるものではないと考える。

では、核兵器廃絶に向けて都市連帯推進計画に賛同して平和市町会議に加入した。平成26年から広島平和記念式典に、町内2校の中学校の生徒を4名派遣している。

を行い、読書ノートの作成ブックプラスワンの実施、平成27年度は読書のまち野木コンクールを実施、平成28年度は図書館ボランティアの結成、司書の増員を行っている。

健康タウンのぎ宣言をする大きな目的のひとつは、住み慣れた地域で健康で豊かに暮らせる、認知症を予防するというのが大前提になる。

工事の進捗状況は、買収計画線について、野木幼稚園の特段のご理解を賜り、道路拡幅が可能となってきた。JRとの協議を行い、踏切の拡幅が可能になると考える。

非核宣言都市については、昭和59年9月議会に議員提案により決議され、宣言を行った、事業と

男女共同参画都市宣言については、平成24年3月に宣言を行い、男女共同参画の意識を高めるため、標語・ポスター募集、女性会議の開催の他事業者アンケートを実施し、ワークライフバランスの推進を図る。

健康タウン野木宣言については、愛知県高浜市が認知症予防の早期発見の取り組みを行っているが、野木町もまねることはできないか。

町長 町内には拡幅を必要とする道路改良を必要とする踏切は多数ある。第一松原踏切の拡幅歩道設置



各種宣言の立看板



のもと しんいち
野本 新一 議員

問

なぜ、野木町自治基本条例が制定されなければならないのか等について伺う。

答

町民・議会・町が協力し合いながら、自治を運営していくための旗印となる条例である。

問 将来のまちづくりのために、なぜ自治基本条例が制定されなければならないのか。その必要性について伺う。

となる規範」とあるが、憲法、地方自治法では、最高規範的な条例を想定していない。この条例の位置づけについて伺う。

町長 町民一人一人が自立し、自助の精神を持ち、役割と責任を分担し、協働と地域総合力を通じて、積極的にまちづくりに参画していただくことが重要である。町民が主役のまちづくりを実現するためには、本条例の策定が有効と考えている。必要性もあると認識している。

町長 本条例は持続可能な町を目指す上で、町民・議会・町が協力し合いながら自治を運営していくための旗印となる条例である。

問 条例は、優劣があるわけではない。にもかかわらず「これを旗印とすることについて説明してほしい。」

町長 野木町の振興や発展のため、町民だけでなく、町にかかわる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画してもらうことが重要と考えて

問 重要なことは、住民であるべき。住民意外も広く町民とするその理由について伺う。

町長 幅広い方々の町政への参加を促すもので、万が一、悪意を持って野木町にかかわってくるような事象が発生したとしても、毅然とした対応を取ることが重要と考えている。

町長 幅広の方々の町政への参加を促すもので、万が一、悪意を持って野木町にかかわってくるような事象が発生したとしても、毅然とした対応を取ることが重要と考えている。

問 第2条の位置づけに、「最も基本

課政長策 最高規範という言葉は使っていない。

町長 野木町の振興や発展のため、町民だけでなく、町にかかわる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画してもらうことが重要と考えて

町長 野木町の振興や発展のため、町民だけでなく、町にかかわる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画してもらうことが重要と考えて

町長 野木町の振興や発展のため、町民だけでなく、町にかかわる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画してもらうことが重要と考えて

町長 野木町の振興や発展のため、町民だけでなく、町にかかわる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画してもらうことが重要と考えて

チョット待て!!
“自治基本条例”
~つくるべきかどうか、もう一度考えよう~

注意!
自治基本条例によって、

- 住民生活に本質に役立つが
- 住民間の対立を誘ってあおることはないが
- 地方行政の仕事の妨げ、議会の否定にならないが
- 特定団体に地方行政をコントロールされることはないが

など、注意しなくてはならない点が多数あります。

自民党

自民党政務調査会が発行したパンフレット



かきぬま まもる
柿沼 守 議員

問

平成8年に土地開発基金で購入した、4,668㎡の松原公園予定地の利活用計画は？

答

公園の計画は無い。人口増策等を考え、雨水対策について、早急に対応していきたい

問 普通財産の未利用地で、購入後数十年たっても利用されず、放置されており、多額の資金が眠っている。

① 平成8年に土地開発基金1億5400万円で購入した、4668㎡の松原公園予定地の計画は。

部産設業
部長 具体的な公園の計画は無い。

問 第8次野木町総合計画で快適で

住み良いまちづくりの指標として都市公園面積を6250㎡増やす目標になっている。

町長 健康タウンのぎにふさわしい健康はまず運動からと言う事で、眠れる財産、松原公園予定地を多目的スポーツ広場として、宝物を活かす事は如何。

問 未利用地の利活用について。

公共用に利用が見込めず、売却可能なものは、売却してきた。利活用する諸条件が整わない、未利用地がある。

松原公園予定地 4,668㎡. 1億5千万円



部産設業
部長 開発の用地として捉えている。

人口増策等を考え、雨水対策について、早急に対応していきたい。

問 雨水対策にボックスカナルバートの必要は無く、今トラブルは無い、現状のまま、整備しての利用は如何。

松原については、基本的に地元に

入って、いま道路の整備とか、そこら辺も含めて始まっている。

② 多目的用地として25年前3億8600万円で購入した潤島の未利用地8374㎡を住宅地として販売活用したいと1年前報告があったが、その後の状況は。

課政策
部長 雨水排水対策がされて無く、インフラ整備が整っておらず開発がままならない。

問 25年間、雨水対策、インフラ整備はどうするとか、計画は全然ないのか。

開発ということだが、その前にインフラ整備をする。

潤島 多目的用地 8,374㎡. 3億8千万円





みやざき みちこ
宮崎美知子 議員

問

友沼小の太陽光発電設備費三千万円は高すぎる
県基金（補助金）+ a（アルファ）でできる

答

補助金は定額補助で上限額がある 議会の議決を経て、入札制度に基づき執行している

問 平成27年7月に、公民館望楼解体工事の設計委託契約がされているが、今後の工事概要と予算は。

町長 解体工事、屋上防水、外壁・内部修繕工事を計画し、29度から実施する。予算要求時に説明したい。

問 平成25年1月の全協で、町は3つの解体工法の比較を議会に提案した。3工法の解体費用範囲は、およそ1千万〜3千万円。内、町はウォールソーイング工法で、ダイヤモンドブレードによる研削工法を高く評価した。

その工事費概算は2千万円。予算はこれに近いと認識して良いか。

課学生長 習津 当初（25年1月）のは概算的価格である。来年度から実施する際には、予算について、改めて単価の入れ替え等をする。

問 工法比較は、専門家協議して出してきたものであり有効である。公民館の工事期間は？

課学生長 習津 29年度は望楼解体を行う。壊すに当たり、屋上防水、外壁ひび割れ等の修繕も行う。今後報告する。

問 友沼小校舎に設置する10kWの太陽光発電工事は、原則100%補助事業である。しかし、その事業費に対する県基金の補助率（充当率）は50%に満たない。予算が高過ぎることが理由である。異常ではないか。

町長 定額補助であり、原則100%補助ではない。町では、異常の認識はない。場所・場所により条件が違つたため、設計額が違つのは当然。議会の議決を経て、入札執行している。

次教育長 交付要領においては10分の10以内と明記されているが、太陽光発電設備に対しては補助基準額（上限額）が決められている。

次教育長 町は設計額を予算額としているのか？

次教育長 設計業者の言われたとおり出して、予算に上げたというものではない。

反町長 反問したい。原則100%補助事業の根拠と、議員が異常と言つた根拠について明快な回答を求めらる。

答議員 原則100%補助事業は、環境省の補助制度の考えであり、栃木県地球温暖化対策課が、毎年市場調査し、県基金の基準額を決めて行くときの考え方である。

同補助事業の県内自治体実施例を調べたが、ほぼ県基金だけで、または、基金+aで実施している。

例えば、友沼小と同規模の太陽光発電・蓄電器を付けた、壬生町の保健福祉センターの事業費は1千398万円。県基金は1千398万円（1千400万円）だった。

一方、友沼小事業費は約3千万円と極めて高い。基金額の2倍超の予算である。

次教育長 壬生町のパネルは家庭用（屋内用）で安価なもの。補助対象外の付帯設備工事も行っていない。



解体予定の公民館望楼



新たな利活用方法が検討される旧丸林保育所



まつもと こうじ
松本 光司 議員

問

旧丸林保育所を利活用する施設で、子どもを一時預かるよう提案したい

答

施設の利用は可能であると思っておりますので、利活用検討委員会でご検討したい

問 旧丸林保育所に開設予定の全国でも珍しい、多機能型施設について町の構想を伺う。

町長 高齢者・子育て世代が利活用する・障がい者の支援が、切れ目なくワンストップサービス提供できる施設を考えている。

問 産前・産後ケアの支援を行うことで、児童虐待や育児放棄の早期発見に役立つ「子育て世代包括支援センター」も併設されるのか。

健康福祉課長 その仕組み作りには併せて、利活用検討委員会で検討を進める。

その内、3名の会員が46回利用した。援助は、保育園の送迎とその後保育である。2名の、まかせて会員が自宅でお子さんを一時お預かりした。

問 課題は、お願ひ会員の利用が3名、まかせて会員の登録が4名と、共に少ない。

問 子育ての援助のお願ひ会員とまかせて会員が、相互による育児援助するファミリーサポートセンターの現状と課題を伺う。

町長 27年度の実績は、お願ひ会員が35名登録。

短時間とはいえ、役場を介して知り合っただけの、他人の閉ざされた家に我が子を預けるには抵抗がある。また、不慮の事故など安全面にお互い不安がある。しかし、スタッフが

そろった公共施設なら安心して利用出来ると思います。お母さん達の切実な声を聞く。

健康福祉課長 施設の利用は可能であると思うので、利活用検討委員会で検討したい。

問 シニア世代の子育て支援策を伺う。

健康福祉課長 現時点では、特になににもない。

子育ての昔と今では、昔の常識は今の非常識となる。うつ伏せ寝や抱っこなど、驚くほどたくさん

そこで、この施設に子どもを一時預かれないか伺う。

健康福祉課長 シニア世代の子育て支援策として、我が町も「手帳」を発行してはどうか。

の育児方法の違いに戸惑い、子育て世代と意見がすれ違う祖父母が増えていると聞く。

問 改正道路交通法が、来年3月に施行される。そこで、新たに運転免許を返納される方に、町内タクシーの限度額を設けた利用券発行のサービスを考えてはどうか。

健康福祉課長 シニア世代が子育て支援に関わっていくためには、育児環境や育児方法が大きく変わっていることから、先進事例を参考に対応する。





よしまさ 眞瀬 議員

問

小規模企業の振興について町の考えを伺う

答

前向きに検討してまいりたい

問 県では中小企業小規模企業の振興に関する条例を制定した。町でも考えているのか伺う。

町長 県でも条例を制定されたので、中小企業の発展に有効な、町独自性のある条例になるよう前向きに早急に検討してまいりたい。

問 野木町中小企業振興資金制度の見直しはできないか伺う。

町長 中小企業の成長は町の発展に大きく寄与すると考えており、町の支援体制が必要であるので、整備

を促進していきたい。**問** 限度額、利率、手続きについて検討できないか伺う。

町長 以前より変えていないので、現在に合った最も活用しやすいよう工夫したい。来年度予算にも早速反映できるように研究したい。

問 AEDについて現在の設置状況について伺う。

町長 町関連施設に19台設置している。維持管理は年1回検査し、パットやバッテリーは期限前に交換している。職員には普通救急救命講習会を受講

させている。来年度は民間の施設もあわせて町内のAED設置場所のマップの作成も検討したい。

問 予算編成を行う中で、今後実施予定の事業の見直しはしないのか伺う。

町長 振興計画及び財政計画に搭載されているものを優先的に計上しているが、災害など突発的な事案も発生するため、状況に応じて優先順位をつけながら予算を作成している。近年国の予算においても災害復旧の予算が多く、一般公共事業予

算が縮小される為町の補助事業も見直しが必要になり対応している。その時点で優先するもの、先送りするもの、縮小する事業が当然ある。

問 財政運営が安定して行えるように対応する。小山市では3、4、7号線の工事が、だいが行われているが、市と県の事業で進めている。現状

在説明会を実施し、測量、設計を進める段階である。今後交差点の協議や側溝の放流先等を協議し順次進めていくと伺っている(県の事業です)。



県が設置した中小企業・小規模企業の振興に関する条例

各議案に対する賛否（議長を除く）

（賛否の分かれた案件のみ記載しています。他の案件は全員賛成で可決されました。）

議案	議員													賛成	反対	採決結果
	宮崎美知子	眞瀬薫正	小杉史朗	長澤晴男	柿沼守	鈴木孝昌	坂口進治	黒川広	折原勝夫	野本新一	松本光司	針谷武夫	小泉良一			
平成28年6月臨時会																
平成28年度野木町一般会計補正予算（第2号）	×	○	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○	○	11	2	可決
平成28年9月定例会																
野木町水道事業基金条例	×	○	—	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	9	3	可決
工事請負契約の締結	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	11	2	可決
平成27年度野木町一般会計歳入歳出決算の認定	×	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	1	可決

※表内の○は賛成、×は反対、—は欠席、△は離席による採決不参加

野木町議会の傍聴に是非お越し下さい。
次の定例会は12月5日からの予定です。

議会・議長のうごき

7月	8月	9月
4日 交通安全早朝街頭啓発活動 思川改修期成同盟会平成28年度総会 平成28年度小山・野木・結城合同広島平和記念式典中学生派遣団結団式	2日 栃木県議会県土整備委員会現地視察 栃木県市町村トップセミナー 8日 交通安全早朝街頭啓発活動 17日 平成28年度戦没者追悼式 19日 議会全員協議会 20日 益子のひまわり祭り 23日 野木町企業誘致推進会議 25日 秋の交通安全総ぐるみ運動全体会議 26日 かみのかわサンフラワー祭り 27日 第7回野木町ふれあい夏祭り 29日 議会運営委員会	5日 交通安全早朝街頭啓発活動 31日 国営栃木南部農業水利事業所開所式 13日 平成28年第5回野木町議会定例会（28日） 30日 敬老会

編集後記

9月28日、9月定例会が無事閉会しました。書き出せば「いつものことだろ。」と思われるかもしれないが、今回はちょっと違った。一般質問において、議場の空気がピンと張りつめる出来事が起こったのである。

町の施策を「異常」とする議員の発言に対し、町長が、「異常の根拠について聞きたい。」と「反問権」行使したのである。

反問権とは、議場において質問を受ける立場にある町長が、逆に議員に対し、質問をする権利のことである。

眞瀬町政下では、はじめての行使である。「反問権」話には聞いていたが未知のものであり、今回貴重な経験をした議員も少なくないはずである。

議員としての発言、言葉の重みを改めて考える定例会であった。異常といえば、この9月のお天気がである。

度重なる台風の上陸、秋雨前線の停滞による日照不足そして長雨、農作物の生長にとつて、まさにこれは異常であり、今後の品薄、価格の高騰が懸念される。

議場の空気もお天気も「異常」の無いことを望みたいものである。

折原勝夫

議会だより編集委員会

委員長 宮崎美知子
副委員長 野本新一
委員 小泉良一
委員 針谷武夫
委員 松本光司
委員 折原勝夫